

県立明野高等学校生徒の「被害のおそれ」に対する 早期対応について【指針】（平成27年6月4日）

（日常の体制）

- 被害のおそれのある生徒に対する早期対応を円滑に進めるため、日常から組織的な対応、学校外の関係機関等との顔の見える関係づくりを進めるものとする。

なお、警察署との連携については、「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度」を適宜活用するものとする。

また、生徒に対しては、日頃から培う教職員との信頼関係を基礎に、自身や友人について「被害のおそれ」があるとき等は、教職員をはじめとする身近な大人によく相談するよう指導するものとする。

（連続欠席等により「被害のおそれ」が生じたときの早期対応）

- 病気やけがなどの正当な事由がなく生徒が連続して欠席している場合、担任や養護教諭及び生徒指導担当教員等（以下「担任等」という。）がチェックをした上で、3日を目安に校長等へ報告を行うものとする。

また、正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、生徒本人の状況の確認ができていない場合は、県教育委員会へ報告するものとする。

いずれの段階にあっても、担任や養護教諭等は、原則として対面で生徒本人と会い、状況を確認するものとする。

- なお、いずれの段階にあっても、事件性が疑われる場合には直ちに警察に相談・通報し、児童虐待が疑われる場合には直ちに市町村・児童相談所等へ相談・通告するものとする。

（県への報告）

- ここに示している日数に関わらず、事案によってはこの日数が経過するのを待つことなく、速やかに県教育庁学校教育部高校教育課に報告するものとする。
- また、出席していたとしても、学校外の集団（成人を構成員とするものを含む。）との関わりの中で、生徒に危険が及ぶおそれがある場合についても、県教育庁学校教育部高校教育課に報告を行うものとする。

（速やかな支援体制の構築）

- 県教育委員会への報告後、速やかに当該生徒に対する支援体制を構築する。その際、「所在不明の場合」、「家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合」、「学校外の集団との関わりがある場合」、「欠席が続く場合」と状況に応じた支援体制を構築し、適切な対応をとるものとする。

① 所在不明の場合

- 生徒本人と連絡が取れない場合については、学校、家族、他の生徒、地域の人々等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じて担任等やそれ以外の生徒本人が信頼を寄せる教員・大人、さらにはスクールカウンセラー等を活用し、必要に応じて児童福祉等の関係部門や警察等の関係機関とも連絡しながら、その所在を明確にし、生徒本人が家庭に戻るよう働き掛けるものとする。

② 家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合

- 保護者との間で、教員（担任教員でなくとも保護者が信頼を寄せている教員）等により、当人の「被害のおそれ」を取り除くという観点から十分な話し合いを行い、早急に連絡が取れる体制を組むよう努めるものとする。

その際、県や市町村の福祉部局や児童相談所等の関係機関等から情報収集を図り、必要に応じて、生徒本人や保護者を含めた家庭に対する支援体制の構築についても検討する。その上で①と同様の対応を進めるものとする。

なお、上記①、②を通じて当人の所在が確認されたものの、学校外の集団との関わりの中で「被害のおそれ」が残る場合には③の対応に移行する。

③ 学校外の集団（成人が主な構成員であると思われるものも含む。）との関わりがある場合

- 生徒のＳＯＳにつながりうる情報を幅広く収集することに努めるほか、警察署や少年サポートセンターと連携を図り、不良交友関係の解消等に向けた対策を推進するものとする。
- また、他の生徒、保護者、地域の人々等から広く情報収集するものとする。
- その上で、警察等との関係機関と連携し、体制を組みつつ、「被害のおそれ」を取り除くよう努めるものとする。

また、PTA、地域の人々、関係機関等と連携して当該集団に属する生徒を指導し、被害を防止するよう努めるものとする。

なお、当面の「被害のおそれ」はなくなっても、欠席が続く場合には④の対応に移行するものとする。

④ 欠席が続く場合

- 完全に自室に閉じこもり両親も十分に状況を把握できない場合や自傷行為の危険性がある場合などについては、担任等の関係教員が管理職の指示の下、組織的に関わりながら、スクールカウンセラー等も適切に活用し、当該生徒の安全を確認しながら状況に応じた支援を実施するものとする。さらに、民間機関、福祉、医療の関係機関などとも連携し、組織的・計画的な支援を推進していくものとする。必要に応じ、他の生徒や保護者等から情報収集するものとする。